

住民投票制度について【宿題と新たな論点の追加】

1 前回懇談会での宿題

- (1) 住民投票による住民以外に個別具体的に「住民」を特定しなければならないものがあるかどうか。
→ 今回調べた 11 自治体において、唯一豊島区が「区民」以外に「住民」の定義を置いているが、基本理念の条で出て来るのみとなっている。その他の自治体では、住民投票における「住民」の定義以外で個別具体的に「住民」を特定しなければならないような例は見受けられなかった。

事例) 豊島区自治基本条例

(基本理念)

第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。
- (2) 区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。

- (2) 武蔵野市において地方自治法 74 条に基づく条例制定に関する直接請求がなされた例は。

- ① 昭和 41 年に武蔵野市政初めての直接請求があった。特別職の給料、報酬を改正する条例の制定請求で、前年の 12 月の議会で引き上げられた議員報酬を、遡り改正前に戻すという内容のもので、当時、自治法で必要と規定されている、長の選挙権を持つ者の総数の 1/50 の人数が 1,775 人であったのに対し、その 3 倍以上の 5,949 人分の署名が集められ、請求が成立した。この直接請求により、昭和 41 年 5 月に臨時会が開かれ、審議、採決の結果 17 対 15 という僅差で条例案が可決されることとなり、議員報酬は改正前の額に引き戻され、議員はアップ分の報酬 5 か月分を返納する結果となった。
- ② 昭和 57 年に、吉祥寺地区の環境浄化運動の流れにより、住民による風俗産業公害に関する条例制定の直接請求があった。請求自体は議会で否決されたが、この流れで翌年には武蔵野市環境浄化に関する条例等が成立した。
- ③ 資料 4-V-② 4 ページに掲載した例

2 自治基本条例における「住民投票制度」の論点と考え方の選択肢（資料 4-V 及び 4-V-②から一部再掲）

- (1) 住民投票制度を設けることができるとするかどうか。
- ア できることを明示的に規定する。 (10/11)
- イ できることを明示的に規定しない。 (1/11)
- (2) 「住民投票制度を設けることができる」とした場合
- ① 住民投票の対象をどうするか。
- ア 包括的に規定する。(例：市政に係る重要事項) (10/10)
- イ 具体的に規定する。 (0/10)

② 住民投票の発議をすることができる主体をどうするか。

- ア 市長 (9/10)
- イ 市議会議員 (又は市議会) (5/10)
- ウ 市民 (6/10)

※「市民」の定義は、各自治体により異なる。

③ 市議会議員 (又は市議会) による発議の条件をどうするか。

- ア 議員定数の12分の1以上の賛成 (地方自治法112条2項に準拠) (4/5)
- イ ア以外 (1/5)

※参考

地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

④ 市民による発議の条件をどうするか。

- ア 総数の50分の1以上の連署 (地方自治法74条1項に準拠) (4/10)
- ※ このうち「住民投票を規定した条例の制定の請求」としている自治体が3市
- イ ア以外 (2/10)

※参考

地方自治法

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者 (以下本編において「選挙権を有する者」という。) は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例 (地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求をすることができる。

⑤ 住民投票の結果をどうするか。

- ア 「尊重する (尊重しなければならない)」 ことを明記する。 (6/10)
- イ 「尊重する (尊重しなければならない)」 ことを明記しない。 (4/10)
- ウ その他 (0/10)

⑥ 「選挙権を有する者」 以外にも投票の対象を広げるか (年齢、外国人)

- ア 対象を広げない
- イ 年齢要件の対象を広げる
- ウ 外国人まで対象を広げる
- エ その他

【年齢】 16歳以上 (大和市)、満20歳未満 (越前市、「加えることができる」規定)

【外国人】 永住外国人を含む18歳以上の住民 (名張市、岸和田市)、市内に住所を有する永住外国人 (静岡市)、定住外国人の参加に配慮しなければならない (篠山市) など

- ⑦ 投票数が一定未満の場合であっても開票するかどうか。
- ア 投票数が一定基準を超えないと開票しない条件を定める。
 - イ 投票数が一定基準を超えないと開票しない条件を定めない
- ⑧ 個別設置の住民投票条例と常設の住民投票条例とどちらをとるか。
- ア 個別設置型とする。
 - イ 常設型とする。

※ **ここから今回の追加分**

- ⑨ 同一案件による住民投票の成立について期間の制限を設けるかどうか。
- ア 同一案件による再請求の期限について規定しない。(8/10)
 - イ 同一案件による再請求の期限について規定する。(1/10)
 - ウ 発議期間に同一案件の請求はできないものとする。(1/10)
 - エ 期限に関わらず、同一案件による再請求はできないものとする。(0/10)

事例) 奥州市住民投票条例

(請求等の制限)

第 4 条 自治基本条例第 26 条第 1 項から第 3 項までの規定により現に住民投票の実施に係る請求等が行われている場合は、当該住民投票を行おうとする重要事項と同一のもの(実質的に同一の趣旨であると認められるものを含む。以下この条において同じ。)について、自治基本条例及びこの条例による住民投票の実施に係る請求等(以下「住民投票の請求等」という。)をすることができない。

2 自治基本条例及びこの条例により住民投票が実施された場合は、第 20 条第 1 項の規定によりその結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、当該住民投票を実施した重要事項と同一のものについて、住民投票の請求等を行うことができない。

- ⑩ 首長の発議権をどうするか。
- ア 首長自らの発議権について明記する。(4/10)
 - イ 首長は住民投票を実施することができる、という表現とする。(3/10)
 - ウ 市は住民投票制度を設けることができる、という表現とする。(2/10)
 - エ 首長の発議権について明記しない。(1/10)

事例) 川崎市住民投票条例

(発議又は請求)

第 4 条

3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。

(議会への協議)

第 1 1 条 市長は、第 4 条第 1 項の規定による請求を受けたとき、又は同条第 3 項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。